

東浦中学校・東浦文化広場基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦中学校・東浦文化広場基本計画の策定に当たり、意見を聴取するため、東浦中学校・東浦文化広場基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦中学校・東浦文化広場基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 学校施設、学校を含む複合施設又は公共施設の再編に関して学識経験を有する者
- (2) 町の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼の日から東浦中学校・東浦文化広場基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月12日から施行する。
- 2 この要綱は、東浦中学校・東浦文化広場基本計画の策定の日をもって、その効力

を失う。